

平成31年4月1日現在の 待機児童数について

令和元年6月27日

◆平成31年4月1日現在の待機児童数等について

- ・平成31年4月1日現在の保育所等利用待機児童数(※1)は、既存の幼稚園や保育所からの認定こども園への移行、基準を満たした上で、待機児童の多くを占める1, 2歳児の受け入れを強化する「待機児童対策・保育の質向上事業」及び「保育・幼稚園相談窓口」によるきめ細かな相談などの多様な取り組みや、企業主導型保育事業が順次拡大した結果、平成30年4月1日現在と比べて、3人減少して33人となり、4年連続減少しました。
- ・保育所等利用定員数(※2)は、既存施設からの認定こども園への移行や既存施設の利用定員の増加によって、新たに10人分増加し、8,096人分を確保しました。また、企業主導型保育事業の定員数は、新たに274人分増加し、979人分に拡大しました。
- ・保育所等利用申請者数(※3)は7,862人となり、保育所等利用児童数(※4)は7,523人で、平成30年4月1日現在と比べて、利用申請者数は207人、利用児童数は92人それぞれ増加しました。

※1:「保育所等利用待機児童数」…平成31年4月22日付「保育所等利用待機児童数調査について」(子保発0422第1号)に基づく児童数
保育所等:認定こども園(保育所機能部分)、保育所、地域型保育事業

※2:「保育所等利用定員数」…地域型保育事業のうち、事業所内保育施設の従業員枠を除く

※3:「保育所等利用申請者数」…子ども・子育て支援法第19条第2項及び第3項に該当する支給認定受け、保育所等の利用申請を行った児童数

※4:広域利用(管外の保育施設利用)30人を含む

<年齢別待機児童数の内訳:平成31年4月1日現在>

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児	合計
待機児童数	0人	8人	7人	15人	3人	33人
割合 (各年齢/合計)	0.0%	24.2%	21.2%	45.4%	9.0%	—

※割合は、小数点2位以下の端数処理の関係上、割合合計は100%にならない。

平成31年4月1日現在の待機児童数について

～これまでの推移～

年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
就学前児童数	26,735人	26,356人	25,837人	25,252人	24,766人
保育所等 利用児童数	6,694人	6,884人	7,142人	7,431人	7,523人
待機児童数	95人	94人	88人	36人	33人
(前年比)	(+95)	(▲1)	(▲6)	(▲52)	(▲3)

※各年4月1日現在

※就学前児童数は、松山市住民基本台帳登録人口

※保育所等利用児童数は、広域利用含む〔保育所、認定こども園（各類型の保育所機能部分）、地域型保育事業の利用児童数〕

※平成27年及び平成28年の待機児童数は、「子ども・子育て支援新制度」施行に伴う定義変更（求職活動中の保護者の子どもも待機児童数に含む等）後の人数

※平成29年以降の待機児童数は、厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」に基づく、新たな定義（育児休業中の保護者の復職意向確認ができた子どもも待機児童数に含む等）後の人数

平成31年4月1日現在の待機児童数について

～待機児童数の区域別内訳～

区域	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
①中心部	14人	16人	19人	10人	7人
②北東部	4人	4人	2人	0人	0人
③東部	10人	15人	12人	5人	7人
④南部	33人	35人	25人	9人	1人
⑤西部	31人	20人	23人	9人	15人
⑥北西部	0人	0人	0人	1人	2人
⑦北部	3人	4人	7人	1人	1人
⑧北条	0人	0人	0人	0人	0人
⑨中島	0人	0人	0人	0人	0人
広域利用	0人	0人	0人	1人	0人

※各年4月1日現在

※平成27年及び平成28年の待機児童数は、「子ども・子育て支援新制度」施行に伴う定義変更（求職活動中の保護者の子どもも待機児童数に含む等）後の人数

※平成29年以降の待機児童数は、厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」に基づく、新たな定義（育児休業中の保護者の復職意向確認ができた子どもも待機児童数に含む等）後の人数

平成31年4月1日現在の待機児童数について

～参考：区域別の前年比較～

区域名	年	就学前 児童数 (A)	増減数	保育所等 利用定員 (B)	増減数	利用者数 (C)	増減数	入園率 (C/B)	増減数	企業主導型 保育事業 定員数	増減数	待機 児童数	増減数
①中心部	30年	5,368	▲ 74	2,527	0	2,250	▲ 29	89.0%	-1.1%	343	121	10	▲ 3
	31年	5,294		2,527		2,221		87.9%		464		7	
②北東部	30年	1,838	▲ 60	289	0	276	▲ 8	95.5%	-2.8%	12	28	0	0
	31年	1,778		289		268		92.7%		40		0	
③東部	30年	3,985	▲ 4	815	0	723	52	88.7%	6.4%	81	63	5	2
	31年	3,981		815		775		95.1%		144		7	
④南部	30年	4,286	▲ 58	1,557	30	1,514	31	97.2%	0.1%	124	45	9	▲ 8
	31年	4,228		1,587		1,545		97.4%		169		1	
⑤西部	30年	4,790	▲ 113	941	▲ 20	917	24	97.4%	4.7%	131	17	9	6
	31年	4,677		921		941		102.2%		148		15	
⑥北西部	30年	1,031	▲ 16	535	▲ 30	393	2	73.5%	4.8%	14	0	1	1
	31年	1,015		505		395		78.2%		14		2	
⑦北部	30年	2,889	▲ 127	873	4	862	17	98.7%	1.5%	0	0	1	0
	31年	2,762		877		879		100.2%		0		1	
⑧北条	30年	1,037	▲ 38	518	26	432	16	83.4%	-1.0%	0	0	0	0
	31年	999		544		448		82.4%		0		0	
⑨中島	30年	28	4	31	0	20	1	64.5%	3.2%	0	0	0	0
	31年	32		31		21		67.7%		0		0	
広域	30年	—	—	—	—	44	▲ 14	—	—	—	—	1	▲ 1
	31年	—		—		30		—		—		0	
合計	30年	25,252	▲ 486	8,086	10	7,431	92	91.9%	1.0%	705	274	36	▲ 3
	31年	24,766		8,096		7,523		92.9%		979		33	

※各年4月1日現在

※企業主導型保育事業の定員数は従業員枠を含む



◆認定こども園等の利用調整

- ・2号、3号認定（保育の必要性の認定）を受けた子どもが、特定教育・保育施設（確認を受けた認定こども園・幼稚園・保育所）及び特定地域型保育事業（確認を受けた小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）を利用するにあたって、保育所のほか、保護者と直接契約を行う施設（認定こども園）及び事業（地域型保育事業）のいずれかを利用する場合でも、保護者の希望先を聴取し、市町村が利用調整を行う。

<調整方法>

- ①すべての施設・事業類型を通じて利用調整を行う方法（従来から想定されている標準的な調整方法）
- ②直接契約である認定こども園及び地域型保育事業で、まずは、それぞれの各施設及び事業の第1希望の保護者の中から利用調整を行い、その中で保育の必要度の高い順に決定する方法

※②を行うには、「(1)利用状況に余裕のある市町村」または「(2)待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村」で、地方版子ども・子育て会議の承認が必要。

～本市の状況～

平成31年4月1日現在の待機児童数が33人であったことから、②の調整方法要件（次ページ参照）、

(1)利用状況に余裕のある市町村 ⇒ 要件を満たさない

(2)待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村 ⇒ 要件を満たすものの、令和元年10月から実施予定の幼児教育・保育の無償化等の影響もあり、現時点では翌年4月時点で待機児童0人の達成が不透明



<令和2年度の対応方針>

総合的に判断し、令和2年度も引き続き「①」とする。

※令和2年度の待機児童が50人未満の場合は、令和3年度からの利用調整について、改めて当部会で検討する。（令和2年度の待機児童が50人未満でない場合は、「①」を継続）

～調整方法②を実施する要件～

(1) 利用状況に余裕のある市町村

過去3年間、以下の2つの要件を満たす市町村

- ① 4月1日時点での待機児童が0人であること
- ② 保育所等の利用定員数が利用児童数を上回っていること

(2) 待機児童が0人又はそれに近い状況である市町村で、以下の①または②どちらかを満たす市町村

① 過去3年間、以下の要件をすべて満たす市町村

- ・ 過去3年間、4月1日時点の待機児童が0人であること
- ・ パターン2による利用調整の対象となる認定こども園等の利用定員が、
地方単独事業による認可外保育施設(本市での認証保育所)の定員を上回っていること

② 以下の要件をすべて満たし、A～Cの対応策を行うことができる市町村

- ・ 待機児童が50人未満(特定市町村に該当しない場合)であり、かつ、
翌年4月時点で待機児童0人を達成又は維持できる見込みがある市町村
- ・ パターン2による利用調整の対象となる認定こども園等の利用定員が、
地方単独事業による認可外保育施設の定員を上回っていること

～対応策～

- A. 地方版子ども・子育て会議での調整方法(パターン2)を提示、了解を得ること
- B. 利用者支援事業を活用し、保護者の幅広い選択をサポートすること(情報格差を生じさせない)
- C. 認定こども園(保育認定部分)、地域型保育事業の利用調整の結果、選考から漏れた場合、保護者に通知した上で、
選考に漏れた保護者を保育所(第2希望以下の施設)の利用調整で救済できるようにすること

～参考「保育所等利用待機児童」の定義～ （平成31年度保育所等利用待機児童数調査）

・調査日時点において、保育の必要性の認定（2号又は3号）を受け、特定教育・保育施設（認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。）又は特定地域型保育事業（以下「保育所等」という。）の利用の申込がされているが、利用していない者。

<申込児童数の取扱い>

1. いわゆる”入所保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の保育所等の利用希望を確認した上で希望がない場合には、申し込み児童数に含めないことができること。
2. 保育所等を現在利用しているが、第1希望の保育所等でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。
3. 産休・育休明けの利用希望として事前に利用申込が出ているような、利用予約（利用希望日が調査日より後のもの）の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

<国による補助の対象となる施設・事業で保育されている児童の取扱い>

4. 付近に保育所等がない等やむを得ない事由により、保育所等以外の場で適切な保育を行うために実施している、以下の（1）から（3）までに掲げる事業又は施設において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。
 - （1）国庫補助事業による認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業
 - （2）特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園又は確認を受けていないが私学助成若しくは就園奨励費補助の対象となる幼稚園であって、一時預かり事業（幼稚園型）又は預かり保育の補助を受けている幼稚園
 - （3）企業主導型保育事業

5. 育児休業中の保護者については、保育所等に入所できたときに復職することを、保育所入所保留通知書発出後や調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、待機児童数に含めること。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めないこと。市区町村は育児休業を延長した者及び育児休業を切り上げて復職したい者等のニーズを適切に把握し、引き続き利用調整を行うこと。

※保護者の復職に関する確認方法については、以下のような例により、利用申込み時点に限らず、継続的に確認を行うこと。

- (1) 申込みの際に、保護者の復職に関して、確認するためのチェック欄等を設けて確認
- (2) 保護者への電話・メール等により、意向を聴取
- (3) 保護者に入所に関する確約書の提出を求めて確認

6. 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第42条第1項及び第54条第1項の規定により、市区町村は保育所等に関し必要な情報提供を行うこととされているが、保護者の意向を丁寧に確認しながら、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童数には含めないこと。

ただし、特定の保育所等を希望することに、特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っていないなどやむを得ない理由がある場合には、待機児童数に含めること。

※「他に利用可能な保育所等」とは、以下に該当するものとする。

- (1) 開所時間が保護者の需要にんでいる。(例えば、希望の保育所等と開所時間に差異がないなど。)
- (2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など、地域における地理的な要因や通常の交通手段の違い等を考慮した上で、通勤時間、通勤経路等を踏まえて判断する。)

なお、「他に利用可能な保育所等」には、4. の(1)から(3)及び7に掲げる事業又は施設を含むこととするが、居宅訪問型保育事業又は認可外の居宅訪問型事業に類する事業については、保育士と児童が1対1対応となる等の点で、他の施設とは異なることから、これらのみを情報提供した場合は、「他に利用可能な保育所等の情報の提供を行った」に該当せず、待機児童数に含めない取扱いとすることはできない。

待機児童の定義

※他に利用可能な保育所等の情報提供については、個別に保護者へ行うことを基本とし、以下のような例により行うこと。

- ①一次選考後、保留通知を送付する際に、併せて利用可能な保育所等の情報を送付
- ②他に利用可能な保育所等を保護者への電話・メール等により個別に情報提供
- ③自治体の相談窓口等で個別に情報提供

7. 地方公共団体が一定の施設等の基準に基づき運営費支援等を行っている単独保育施策（保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に類するもの）において保育されている児童については、待機児童数には含めないこと。

8. 保護者が求職活動中の場合については、待機児童に含めること。ただし、求職活動中であることを事由とした申込みについては、調査日時点において求職活動を行っておらず、保育の必要性が認められない状況にあることの確認ができる場合には、待機児童数には含めないこと。

※求職活動を休止していることの確認方法については、以下のような例により行うこと。

- ・保護者への電話・メール等により、求職活動の状況を聴取
- ・保護者に以下の書類の提出を求めるなど、求職活動状況の報告により確認

<その他>

9. 広域利用の希望があるが、利用できない場合には、利用申込者が居住する市町村の方で待機児童数に含めること。